

勝間田小学校 いじめ対策基本方針

1 いじめ防止に向けての基本理念

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行ったり、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置したりすることがないように、いじめが身体に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものも含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。また、けんかやふざけであっても、被害者の立場に立っていじめにあたるか否かを判断する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記の考えのもと、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめは、どの児童にも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、重点目標の具現化を目指し、自己肯定感や自己有用感、他人とよりよくかかわれる力を育む。併せて全ての児童をいじめに向かわせないための未然防止策に全教職員が取り組む。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に向け、以下の組織を設置する。ただし、小規模校である本校の実態から、「全ての児童を全ての教職員で育てる」という考えのもと、基本的には全職員ですべての事案に対応する。

(1) 子どもを語る会（生徒指導研修兼特別支援校内委員会）

全教職員で特別な支援を必要とする児童や問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報共有及び共通行動について話し合いを行う。

(2) いじめ防止対策委員会

早期発見、いじめに対する措置を組織的、実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。事案によって、SC、SSWの参加を要請する場合もある。

本委員会は、必要に応じて開催する。

(3) いじめを発見し、または相談を受けた場合には、必ず学校いじめ問題対策委員会に報告をする。（いじめ防止対策推進法第23条第一項の規定による）

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

(1) いじめの未然防止に関する取組

重点目標に込めた願いにもとづき、全教育課程を通して児童が自分自身のみならず他者についての理解を深め、お互いの存在を受け入れ、よりよい人間関係を築けるようにする。また、児童の「きらりづくり」を支援し、見取り・認め・価値づけることで、児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を育み、規範意識を高める。

さらに、「いじめは絶対に許されないこと」という認識をもたせ、見て見ぬ振りをしたり、知らぬ顔をしたりすることも「傍観者」として、いじめに加担しているという認識を育てる。

ア 生徒指導が機能する授業を目指す

自分の考えを清々と表現するだけでなく、自分と違う友だちの思いを受け入れ、よりよいものを目指そうとする授業を創造する。人は一人では生きていけない存在であることに気づき、人とのよりよいかかわり方を学び、自分も集団も共に高まっていく喜びや人と共に生きていくことのすばらしさを、授業を通して感じさせたい。

イ 人間関係プログラムの意図的・計画的な実施と結果活用

人間関係プログラムを意図的・計画的に実施し、その結果を分析・活用しながら学級経営を進め、自分や友だちの新しい面を見出し、よりよい人間関係をつくるようにする。

ウ 道徳教育の充実

道徳的実践力を育成し、人権感覚を高めるとともに、正しい判断力を身につけさせる。また、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え議論する場を設定し、教育活動全体を通じた道徳教育の推進を図る。

エ 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動等、児童が充実したよりよい学校生活を送れるよう自主的な活動を充実させ、自治の精神を培う。また、児童が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

オ 配慮が必要な児童への対応

発達障害等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携し、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

カ 保護者への啓発

- ・児童の思いが受け入れられ、安心できる温かな家庭環境を整える。
- ・友だちの気持ちを踏みにじったり、傷つけたりすることがいけないことであることを子どもに伝える。
- ・家庭や地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚を育む。

(2) 早期発見に関する取組

ア 児童の日常の実態把握

- ・普段と違う様子はないかという視点で児童の行動観察を行う。
- ・休み時間、放課後等の児童との会話の中から情報を収集する。
- ・SNS等のインターネット上のいじめについて定期的に情報を把握し、指導に当たる。

イ アンケートの実施

- ・人間関係プログラムや学校評価、いじめアンケートを通して、児童の状況を把握する。

ウ 個人面談や保護者面談による情報収集

- ・担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー等による面談を意図的・計画的に実施し、情報を収集する。

エ 時機を逸さない報告・連絡・相談

- ・気になる言動を見つけた場合は、担任一人で抱えるのではなく、すぐに管理職や生徒

指導主任等へ報告・連絡・相談する。

オ 保護者への啓発

- ・児童との会話をできるだけ多くする。悩みは何でも親に相談できるような雰囲気普段からつくっておく。
- ・服装等の汚れや乱れに気を配る。
- ・児童の持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。

(3) 早期対応に関する取組

- ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- ウ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童について一定期間、別室等において学習を行う等の処置を講じる。
- オ 事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な処置を講ずる。
- カ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) 家庭や地域との連携

ア 各家庭（PTA）での取組

- ・寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発（PTA 教育講演会の参加等）
- ・児童の頑張りやよさをほめ、いけないことは学校と同じように注意することの依頼
- ・父親の子育てへの積極的参加を啓発

イ 地域での取組

- ・すこやか談話会（年間1回）での情報共有
- ・児童の積極的なあいさつと声かけの依頼
- ・地域で困っている児童の把握や積極的な声かけと学校への連絡

(5) いじめの解消

- ア いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいること（相当の期間の目安は少なくとも3か月）」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」ととらえ、その状況について児童や保護者の面談等を通じて確認をする。

4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) 教育委員会との連携

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席（年間30日を目安とする）することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) 警察との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するため、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日間を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価の実施

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ、組織的な取組を推進する。また、その結果を教育委員会等に報告する。（表現変更）

以上

平成27年4月1日 制定

平成30年1月1日 一部改訂